



「労働」と「希望」

—労働に希望を見出そうとすることの危険と制度設計—

第8回希望学セミナー

水町 勇一郎

2006年3月23日

これは2006年3月23日のセミナーの口述記録を要約整理したものであり、

転載や法に反する引用は出来ません。

「労働」と「希望」

—労働に希望を見出そうとすることの危険と制度設計—

報告者：水町勇一郎氏

<レジュメ>

I. 問い—「労働」をめぐる2つの問い

問い1：労働は「もの」か？「ひと」か？（SUPIOT 1994）

- 古代から中世
- 近代における転換
- 近代法の役割
- 現在の状況

問い2：労働は「善」か？「卑」か？（MEDA 1995）

- 古代ギリシア
- 古典的世界観の崩壊とアダム・スミス
- 19世紀ヒューマニズム思想
- 現在の状況

II. 考察—日本における「労働」の意味・価値

1. 日本における「労働」の意味

- 日本の「労働」関係
- その背景
 - ・和辻 1935
 - ・津田 1938；中村 1962；村上 1998
 - ・梅棹 1967
 - ・村山 1957；中村 1962

—その帰結

2. 日本における「労働」の価値

- 日本の「労働」観
- その背景
 - ・津田 1938；中村 1962；村上 1998 等
 - ・石川 1938；柴田 1977 等

—その帰結

3. 「労働」に「希望」を見出そうとすることの意味

- 「労働」のもつ社会性・経済性
- 「労働」のもつ他律性・手段性
- 「労働に希望を」の危険性

Ⅲ. 法—「労働」と「希望」をめぐる制度設計

1. 労働の意味・価値の多様性の受容 (MUNCK ET AL. 1995)
 - 多様な価値・意見を吸収・反映する手続の重要性
2. 制度設計のあり方 (STURM 2001)
 - 組織・社会・国家の相互作用の重要性

【主な参考文献】

- ALAIN SUPIOT, *critique du droit du travail*, Paris, PUF, 1994.
- DOMINIQUE MEDA, *Le Travail: Une valeur de disparition*, Paris, Aubier, 1995.
- J. DE MUNCK, J. LENOBLE et M. MOLITOR (dir.), « Pour une procéduralisation de la politique sociale », in *L'avenir de la concertation sociale en Europe : Recherche menée pour la D.G.V de la Commission des Communautés Européennes*, t. I, Centre de philosophie du droit, Université Catholique de Louvain, 1995, p.1 et s.
- Susan STURM, *Second Generation Employment Discrimination : A Structural Approach*, 101 COL. L. REV. 458-568 (2001).
- ハンナ・アレント(志水速雄訳)『人間の条件』(筑摩書房、1994年)
- 石川謙『石門心学史の研究』(岩波書店、1938年)
- 井上達夫『現代の貧困』(岩波書店、2001年)
- 梅棹忠夫『文明の生態史観』(中央公論社、1967年)
- 柴田實『梅岩とその門流』(ミネルヴァ書房、1977年)
- 津田左右吉『支那思想と日本』(岩波書店、1938年)
- 中村元『東洋人の思惟方法 第3巻』(春秋社、1962年)
- 水町勇一郎『労働社会の変容と再生—フランス労働法制の歴史と理論』(有斐閣、2001年)
- 水町勇一郎『集団の再生—アメリカ労働法制の歴史と理論』(有斐閣、2005年)
- 村上泰亮『文明の多系史観』(中央公論社、1998年)
- 村山修一『神仏習合思潮』(平樂寺書店、1957年)
- 和辻哲郎『風土』(岩波書店、1935年)

<報告記録>

報告：水町勇一郎氏（M）

司会：宇野重規氏（U）

U 本日は社会科学研究所スタッフであると同時に、労働法の専門家である水町勇一郎氏にご報告いただきます。この希望学セミナーは、いろいろな角度から希望の問題を考えてきましたが、今回は労働という視点から水町氏にお話していただきます。ご参考までに申し上げますと、水町氏は昨年『集団の再生』という本を出されました。副題は「アメリカ労働法制の歴史と理論」。すでに水町氏は『労働社会の変容と再生』というタイトルでフランス労働法制の歴史についての本を書かれています。これでフランスとアメリカ両方そろって今日はそのラインでお話しされるのかと思っておりましたが、レジュメを見て結構びっくりしました。石門心学の話は出てくるし、和辻哲郎は出てくるし、村上泰亮や津田左右吉、これはかなりすごい話になるのではないかと思います。タイトルは「労働」と「希望」ー労働に希望を見出そうとすることの危険と制度設計ーです。ではよろしくお願いします。

M ただ今ご紹介を頂きました水町です。労働法を専門としております。

希望学のセミナーで話をするということで、特に希望というものが語られる今の日本の状況の中で、仕事に生きがいを見出したり、働くことに希望を見出すことがひとつのテーマになっていますが、それとの関係で私自身がフランス研究やアメリカ研究をしていて心の中で思っていたことをレジュメにまとめてみました。基本的な柱は「労働」と「希望」というものがどういう風に関わっているかという問題を、法学的な観点から考察するということです。

まず第1に、労働をめぐる提起されている2つの問いについて。これは2つともフランスの議論の中で出ている問いですが、そもそも労働というものはどういう意味を持つものか、どういう価値を持つものか、という点を考えてみたいと思います。1番目の問いとして「労働」すなわち働くということは「もの」なのか「ひと」なのか？フランス語で言うと労働は *chose* なのか？ *personne* なのか？これは1994年に ALAIN SUPIOT という労働法学者が（参考文献の1番上） *critique du droit du travail*, 『労働法批判』という本の中で展開した議論です。基本的にヨーロッパ社会を念頭に置いた見方ですが、労働は「もの」か「ひと」かという問いを、大きな歴史的な流れのなかで見た場合に、SUPIOT は次のような形で問題の整理をしています。まず、古代から中世にかけて働くということは、単純に言う「ひと」としての側面が非常に強く、働く人と働かせる人との直接の人的関係でつながっていた。例えばそれが中世になっても封建領主とそこで支配されている人との関係や、いわゆるギルドといわれる同業組合における伝統的な規制のもと、人と人との相互依存関係の中で労働というものが展開されていた。その時代には働くということは、具体的な人

間と密接に結びついた、人と切り離すことの出来ない活動としてイメージされていた。そういう意味で古代から中世にかけては「ひと」としての側面が強かったわけです。

この「ひと」としての側面が強いということはその後の時代と照らし合わせるとより鮮明になってきます。「ひと」としての側面がその後どのように転換して言ったかを見ると、大きな転換点として18世紀において、それまで「ひと」としての側面が強かった労働が正反対に「もの」として把握されるようになった。つまり個人が自由に取引の対象と出来るものとして労働が把握されるようになった。その背景には例えばジョン・ロックの「自然権思想」や、ジャン・ジャック・ルソーの「政治的主意主義」や、アダム・スミスの「経済的自由主義」という考え方がありますが、そういう啓蒙思想の背景の中で労働は「自由化され、かつ「抽象」化された。2つの意味での革命がここで「労働」概念に起こったといえます。すなわち、労働が具体的な人間から切り離された自由な活動として観念されるようになり、かつそれが人と人との取引の対象となる抽象的な「もの」として把握されるようになった。それが18世紀における大きな転換である。かつては労働は「ひと」と密接に結びついたものだったのに、それが人間と切り離せる「もの」として観念できるようになり、金銭で売り買いするという意味で、普通の商品と同じような「もの」として観念されるようになったのです。

このような転換の結果、どういう事態が起こったのか？実は労働を「もの」とする見方は、逆の側面から見ると労働に内在している「ひと」という側面を覆い隠すという特徴を持っている。SUPIOTによると労働の中には「もの」としての側面と「ひと」としての側面が密接に関わりあいながら存在している。18世紀において労働を自由に取引できる「もの」として把握したことによって労働に内在している「ひと」としての側面、人間としての側面が覆い隠されてしまった。その結果、その次の19世紀に産業革命が本格的に進展し、工場で働く労働者が「もの」と同じように売り買いされるようになった。例えば必要になれば農村から人を集めて都市の工場に持っていき、必要なくなれば解雇してしまうというように。工場で働かせる時も「もの」と同様に酷使し、その労働の中にある人間としての側面は肉体の酷使という形で現れた。18世紀以降、労働を「もの」として把握し、人間としての側面を覆い隠してしまっただ中で産業化、工業化が進んでしまった為に、労働の中に潜んでいる人間としての側面はないがしろにされ、次第に具体的な社会問題として表に出てくるようになった。

そのような状況の中で19世紀に生まれたのが、近代法としての労働法なのです。近代的な形での労働法というのは、産業革命が本格的に進んだ19世紀後半から20世紀初めにかけて、先進諸国の中で生まれていった。この近代的労働法の特徴はSUPIOTにいわせると、労働の中にある人間性、すなわち「ひと」としての側面を再発見し、その労働の中にある人間性に保護を与えたという性格を持つ。例えば、1日8時間とか週48時間以上働かせてはいけないという労働時間規制で肉体的に酷使されることを規制し、肉体的・身体的な危険から人間を保護したり、さらには最低賃金を設定したり、働けなくなった人に対するケ

アとして社会保険というテクニックを使って経済的危険から保護した。このように労働の中にある人間性をもう 1 度発見してそれに保護を与えるという形で、19 世紀後半に近代的労働法が生まれてきた、と SUPLOT は分析しています。

その後、約 1 世紀を経た 20 世紀、SUPLOT がこの本を書いた 1994 年の状況はどのようなになっているのか。SUPLOT によれば実は労働の客体化・抽象化、「もの」か「ひと」かという観点から言えば労働の「もの」化が、再び今進んでいることへ警鐘を鳴らしています。SUPLOT は学問的に *normalité* と *legalité*、ノーマルであるという規範とリーガルであるという規範に分けて分析している。20 世紀末の現在においては、この 2 つの規範のうち *normalité* 事実としての規範、科学的・数量的な規範が支配しつつある。労働問題についても経済学的な規範や、経営学的な規範といった数量的・科学的な規範によって、労働が管理されコントロールされるようになってきている。それに対して後者の *legalité*、リーガルであるということ価値判断としての法が、前者の *normalité* から侵食されてきている。価値判断としての法が、労働に人間性を付与する重要な役割を果たしているが、20 世紀末の状況を見てみると、労働に人間性を付与する価値判断としての法である *legalité* が、科学的・数量的な規範である *normalité* によって侵食され、労働に内在している「ひと」としての側面が再び侵食され軽視される傾向にある。そういう状況の中で SUPLOT は、労働に内在している「ひと」としての側面をもう 1 度きちんと見直すべきだ、労働の中にある「もの」という側面と、「ひと」としての側面のバランスを取ることが非常に重要な課題となる、と述べています。ここで重要な点をもう 1 度だけ確認しておく、労働というのは「ひと」としての側面と「もの」としての側面の両方を持っていて、それが時代背景の中で、そのどちらの側面が前面に出るかが変わってくる。その歴史的考察の中で SUPLOT は、両方のバランスをとることが非常に重要だということ述べている。それがここで注目すべき重要な点です。

第 2 の問いは労働は「善いもの」なのか、「卑しいもの」か？労働は価値的に高いものなのか、低いものなのか？これは 1995 年にフランスの政治哲学者の DOMINIQUE MEDA が『労働 消えゆく価値』（参考文献の 2 番目 *Le Travail: Une valeur de disparition*）という本の中で述べた問題です。MEDA は労働について価値的に高いものなのか、それとも労働は価値的に低い卑しいものなのかを歴史的な観点から遡って、あらためて現代の問題を問い直すという作業を行っています。

そもそも古代ギリシャでは労働はどういうものと認識されていたか？古代ギリシャでは労働は不自由で卑しい活動であった。何故不自由で卑しいかというと、労働とは生存の為に必要に迫られて行われる物質的な諸活動で、動物が生きていく為に必要なエサを集めて食べるという活動と同様のものであり、そういう意味で人間が人間として、内面から沸きあがる内発的な自由な活動とは対比される卑しい活動であると考えられた。これに対して、真に自由で人間的な価値の高い活動は何かというと、古代ギリシャの考え方ではそれは真実を追求する哲学であり、美しいものを眺める美であり、そして社会的な価値という

ものを人々との間で語り合っ実践する政治であった。それらが真に人間的で自由な活動で、労働はそれらとは対比される物質的で卑しい活動だと位置付けられていた。

この古代ギリシャの考え方が、ローマ時代になってキリスト教カトリックの世界にも大きな影響を与えた。カトリックの世界では労働というものは神から与えられた罰として、すなわち原罪を償う為に神から科された罰なのだ、と位置付けられている。そして労働を社会的に価値の高いものとして見ない、卑しいものとする考え方は、その後大きな流れとして中世まで続いていく、と MEDA は述べている。それ以降、大きな転換がどこで起こったかという、17 世紀になって古典的世界観が崩壊し自然科学が発展して、神によって創造された社会秩序に疑念が持たれるようになり、宗教的にも宗教改革が起こって、プロテスタンティズムという勤労を旨とする新しい宗教観が出てきた。そういう古典的世界観の崩壊の中で労働観の転換にとって、決定的意味を持ったものは何か？MEDAによると 18 世紀のアダム・スミスの考え方が労働に対する考え方に大きな変化を与えた。アダム・スミスの経済的自由主義によって、労働というのは一躍社会関係の中心に位置付けられるようになった。それまで社会的には価値の高いものとは見られてこなかった労働が、社会の中心に据えられた。アダム・スミスは労働という活動の中に個人の自由を見出した。かつ労働を自由に交換していくことによって富が蓄積され国が栄えるという、労働を富の源泉と位置づける『国富論』を著した。社会的に卑しいものと見られていた労働は、一躍社会の中心となり、富の源泉と位置付けられるようになったのです。

その後 19 世紀のヒューマニズム思想、例えばヘーゲルやマルクスにみられるドイツの思想、またその影響を受けたフランスの 19 世紀ヒューマニズム思想によって、労働はさらに富を生み出す手段を超えて、人間の本質であり、価値の高いものであると位置付けられるようになった。例えばヘーゲルによると、人間が世界を支配していくための「精神」が大切だと言っているが、ヘーゲルは労働をどう見ているか？彼は人間が世界を支配していく為の精神的活動がまさに労働なのだと言っているのです。さらにマルクスは労働というものが自己表現的な活動であると同時に、人間と人間を結びつける社会的な活動であり、そういう理想的な労働社会を築くことによって、理想的な共産主義社会が築かれていくと述べています。アダム・スミスは労働を社会の中心、富の源泉として位置付け、19 世紀はさらに労働に人間の本質としての価値を付与したのです。

そして 20 世紀になって労働に対する考え方はどうなったか？MEDAによると 20 世紀はプラグマティズムの時代であり、経済成長を至上命題とし、福祉国家が中心となって、経済成長、完全雇用等を目的として動いていく社会である。その経済成長を至上命題とするプラグマティズムのもとで、果たして労働はどういう意味を持ったものなのかという点を問い直すことなく労働信仰の魔法にかかってしまったのである。同様のことをハンナ・アレントも『人間の条件』の中で言っています。ハンナ・アレントによれば、現在は何の為に労働しているのかという労働の目的を知らないまま、必要に迫られて労働にすべての力を注ぎ込んでいる。そういう意味で、現代人が労働信仰の魔法にかかったままになって

いることに警鐘を鳴らしている。MEDAはこのような状況の中で社会的にどういうことを行うべきかという点について、次のように述べています。基本的には必ずしも人間的で自由な活動とはいえない労働、今はその目的を問うこともなく労働が大切だと言われているが、労働の意味をもう1度見直して、労働を縮減すべきだ。つまり労働時間を短縮して、残された時間で真に自由で人間的な活動をすることによって、本当の人間的価値・社会的価値をもう一度再生すべきだ、とMEDAはいつているのです。実はフランスでは、2000年に法定労働時間が週39時間から35時間に短縮されて約1割減った。その背景の1つにはこのMEDAの考え方がある。そもそもフランスでは、社会党が選挙で労働時間短縮を選挙公約に掲げ政権を取ったことにより、労働時間短縮が実現したのですが、その背景にあった1つの考え方がMEDAの哲学であった。このMEDAという人は、政治哲学者でありながら官庁のブレーンとして、政策シンクタンクの中で責任者をしている比較的若い女性ですが、この人の考え方が1つの大きな思想的基盤となってフランスの労働時間短縮の知的基盤を形成したといわれています。

以上の2つの問いは基本的にフランス、ヨーロッパの社会を前提にした問いであり答えであったんですが、ではこの2つの問いに照らして日本のことを考えるとどうか？そもそも日本における労働というのはどういう意味を持っていたのか？日本においては「もの」だったのか、「ひと」だったのか？比較法的にみて先進諸国と比較した場合、おそらく日本の労働、すなわち日本でいう仕事、働くことは、「ひと」としての側面が強い。共同体的な労働関係の中で働くということは、「ひと」としての性格を強くもっている。ではその背景にはどういうことがあるのか？この辺は私の専門から少し離れているので試論めいたことしかいえませんが、いろいろな考え方の中の1つを述べてみたいと思います。

背景としてまず1つは和辻哲郎の『風土』、日本のモンスーン気候がある。対照的にヨーロッパでは非常に穏やかな気候のなかで、穏やかな自然を支配する為に合理的精神が発達したが、それに対して日本では基本的には穏やかで豊かであり作物は獲れるが、時に自然の暴威がある。しばしば台風などが訪れるモンスーン地帯であるために、そこではヨーロッパのような合理的な精神が発達したわけではなく、個人の自覚を必要としない感情融合的な共同体が形成された。日本の風土・気候から日本人の感情融合的な共同体という性格が基礎づけられたといわれています。

第2に、津田左右吉や、中村元とか村上泰亮の言説によると、水田耕作というのは日本人の共同体志向に重要な意味を与えた。タイのように湿田米米法ではずっと水を入れておいて米がどんどん育っていくが、日本では乾田米米法なので、田植えの時は水をはっていただかなければならないが、育つときは水を抜かなければいけない。その為には灌漑施設を作ることが重要であり、この灌漑施設は農家が1軒づつ作るわけにはいかないので、その為の組織が日本のいわゆるムラの単位となっている。つまり灌漑システムを建設、運営、保安する統合単位として農村共同体が形成されたともいわれています。

第3に、梅棹忠夫の『文明の生態史観』。地理的条件という側面からみると、旧世界の

中ではイギリスが一方の端にあったのと対極的に、日本も旧世界の端に位置付けられている。旧世界の端にいと中央アジア的な暴力から免れることが出来た。中央アジアが日本にもやってきたことがあるが、神風が吹いて直接それによって攻撃や破壊を受けることがなかった。アジア的暴力から免れていた結果どういうことになったかという、中央集権的な強力な軍事態勢を作る必要性に迫られることなく、自生的な共同体とか分権的社会が形成され維持されてきたといわれています。

第4に、いわゆる宗教的に神仏習合思想といわれるものです。キリスト教のような1神教で、絶対的な神を前にして個人が神と1対1で対峙して合理的な理性というものが形成されてきたヨーロッパとは違って、日本ではそもそも1神教というものはなく、神様も仏様も合わさった神仏習合的な思想なので、そこには精神的に絶対的な神は存在しない。日本人の精神的な拠り所は神よりもむしろ人倫共同体、人と人との結びつきの中に見出されていたともいわれています。

それぞれの理由付けがどれくらい効いていて、どれが相対的に強いかわかり、私には正確に分析することは出来ませんが、以上のような背景が入り混じった結果、日本では共同体的な性格が非常に強くなったといえるのではないのでしょうか。西洋近代の個人の自由とは対照的に日本では共同体的な性格が強くみられているのです。明治以降の近代化を経ても、このような共同体的な性格は日本の社会の中に残存しつつ今日に至っている。今の日本はどうなっているかを見ると、広い範囲で労働には人・共同体としての性格が強く残っている。企業共同体の中に人が過度に組み込まれている。諸外国の労働関係の実態と比べてみると、今の日本の労働関係の実態は、かなり広い範囲で、共同体の中での人としての側面を強く持っているように思えます。その結果、どういことが生じているか。ひとつは共同体的な労働環境の中で集団的な知が蓄積されている。トヨタイズムといわれるように、特に非常に複雑で高度な製品を作る時には、集団としての「知」を蓄積することによってより高度な技能が形成され、国際的に高い競争力を発揮している企業が数多く見られる。こういう良い側面もあるが、他方その裏面としてどうい現象が生じているかという、共同体の論理になじまないものは排除される。典型的には正社員を中心とした企業共同体に対して、非正社員がメンバーとしてきちんと位置付けられていない。思想的にも少数派の考え方をを持った人が必ずしも共同体の中できちんと位置づけられていない。それは内部者、外部者の垣根の問題だが、もうひとつ非常に深刻な問題が共同体の中、共同体の内部者においても生じています。それは集団によって個人が抑圧されているという問題です。共同体の論理が強すぎるので、外部の人は排除されるという性格があると同時に、内部の人も集団の論理、共同体の論理によって個人というものをなかなか出せない状況にある。その結果極限状態では過労死とか過労自殺に至ってしまい、個人というものを自覚しないまま自分を失っていくという、人間自体の疲弊が見られているのです。

ここでもう1度 ALAIN SUPIOT の議論を思い出してみましょう。SUPIOT はフランスでは今労働の「もの」としての側面が強くなっていて、それによって労働に内在する主体とか

人間としての側面がだんだん薄れてきており、非常に深刻な問題だと述べていましたが、日本ではむしろその逆で、労働に「ひと」としての側面が強すぎて疲弊してしまっている。そういう意味で SUPLOT の言った労働の「ひと」としての側面と、「もの」としての側面のバランスの重要性、緊張関係の重要性が、日本とフランスでは対照的な形で現れているということが出来るように思います。

日本における労働の価値、労働は「善いものか」それとも「卑しいもの」か、ということを見てみると、皆さんの中にも同じような意識があるかもしれませんが、労働は日本では基本的に「善いもの」であり、仕事に生きがいを見出すことや勤勉はいいことだ、と思われているように思います。古代ギリシャ、ヨーロッパの古典的な考え方とは対照的に、労働に価値を見出そうとする傾向が日本には強い。ではそもそも古代ギリシャでは労働が何故「卑しいもの」と見られたか？それは個人の自由、人間の自由というものを重視した為に、人間としての内発的・自発的な行動とはいえない活動、すなわち必要に迫られて他律的に行う物質的な活動である労働を価値が低いものと見たのである。しかし日本では、古代ギリシャや西洋近代でいわれるような個人の自由という観念は、自生的には出てこなかった。逆に先ほど述べたように、日本では絶対的な神と対立する合理的な個人、自由な個人という精神とは対照的に、人倫共同体の中に存在意義を見出したり、共同体の和というものを重視する精神が培われてきた。そういう意味で、共同体の中でみんなと一緒に協力的に労働することに価値を見出そうとする土壌が日本にはあった。もっと言うと、労働を卑しいものとする、その根拠となる個人の自由という考え方が日本には自生的には出てこなかった。宗教的に見ても、特に庶民に大きな影響力を持って広がった宗教として石門心学がありますが、その中では勤勉に働くことを奨励しており、労働を **punition**、罰とみるキリスト教カトリックとは対照的な見方だったわけです。

このように労働に価値を見出す意識というものが、自覚的にか或いは無自覚的に残ったまま、日本は現在に至っている。ここで問題なのは、労働に価値を見出すという考え方が残存したまま国際化、グローバル化が進んで競争が激しくなっていることです。何が問題か？労働の中の共同体的な関係に価値を見出しているということは、それがグローバル化、国際化、競争激化の中で経済的な要請が強まっていった場合に、明確にそれを意識しないまま労働イコール人間ごと経済的要請の手段になってしまうことです。労働に価値を見出すことは、労働イコール人間が例えば効率性の向上であったり経済成長であったり国際競争に打ち勝っていく経済的要請の手段になってしまうという危険があるのです。法哲学の井上達夫によると、今の日本の状況はデュルケームのいう集団本位的自殺と同一視することが出来る。デュルケームは自殺論を書いているが、そこには自己本位的自殺と集団本位的自殺があるという。自己本位的自殺というのは個人が解放されて自由になって、独りぼっちになって虚脱と絶望の中で死んでいくことである。日本の今の状況はそれとは正反対の集団本位的自殺である。それがどういう状態で起こっているかという、共同体原理がそのまま残ったような形で産業資本主義の流れが強くなっていくと、経済の論理で共

同体が動いていき、全体として過労死や過労自殺するまで働いてしまう。そもそも集団の中での個人と言うものを自覚・意識することなく、過労死や過労自殺するまで働く集団本位的自殺という現象が日本で生じていると、井上達夫は述べています。

このような状況の中で、これらの問いを元に考察したなかで、もう1度労働に希望なり、価値を見出そうとすることの意味を少し整理して考えてみたいと思います。まず、労働に希望や価値を見出そうとすることの意味を考える際には、労働に大きく二つの側面があるということをきちんと頭に入れておくことが必要です。一つは労働のもつ社会性や経済性、つまり労働は一方では、人と人とのつながりである社会的紐帯を基礎付けるひとつの重要な媒体であり、そういう意味で社会性を人間に付与するものである。同時にアダム・スミスがいったように経済的価値を見出す源であるということ。しかし同時に他方では、労働は多くの場合には2つの意味で従属的なものといえます。1つは他律的なものであること、多くの場合労働は他人と一緒に自らの外にある論理で動かざるをえないということ。他人に、法的にいうと指揮命令されている。他者の指示に基づいて働かなくてはならないのです。そういう意味でそもそも労働というのは、多くの場合他律的な活動である。もう1つは、現在特に重要な視点として挙げられているのは経済の為の手段となっているということ。例えば労働は一人の人間としてみる場合には、お金を稼いで生活していく為の手段という側面があるし、もう少し大きく国のレベルで見ると経済成長とか国際競争に打ち勝っていく為の手段としての活動だといえます。そういう意味で労働には他律性、手段性がある。2つの意味で従属的な活動であるといえるのです。

このことはMEDAが述べたようなヨーロッパの古代ギリシャに基づく視点からすれば、真に内発的で自由な人間的な活動とはいえない。そこ、すなわち労働に、希望を見出そうとすることにはどういう危険があるかといえ、2つの危険がある。ひとつは真に自由で人間として内発的に行う活動の意義と言うものを見失わせることになってしまうこと。かつ第2に、過労死や過労自殺などその弊害が最も深刻な形で現れている日本の現状を後押しすることになってしまうこと。働くことに生きがいや希望を見出すなどといった訳ではない。しかしもし仕事や労働に価値や生きがいを見出そうとするならば、他方では労働に希望を見出そうとすることの危険という側面があって、日本では現実にはその危険が深刻な形で生じていることを十分に認識した上で、その方向性を論じていくことが非常に重要だと思います。

最後にⅢとして今まで述べてきた労働や希望に対して、どういう制度設計をしていくか、どういうシステムを未来に向けて作っていくべきか、より法律学的な観点から見ていきたいと思っています。ここでは2つの注目されるべき法学的なアプローチを紹介します。ひとつが1995年にJ. DE MUNCKを初めとする人たちによって、ヨーロッパのフランスやベルギーを中心に出たもので、もともと考え方としてはドイツのハーバーマスの考え方から影響を受けたヨーロッパ大陸的な、「法の手続化」という考え方である。そこでは何が重要かという、多様な社会では多様なものを多様なものと認識しながら受け入れること、それ

をどうシステムの中に取り入れていくかが重要だということです。具体的には次の2つの点が重要である。ひとつは特にオイルショック以降、さらにグローバル化が進む中で、社会自体が複雑化、多様化している中では単一の価値や理性で物事を考えたり物事を動かすということは適切ではないということ。例えば、単一の理性によってものを処理するのではなく、経済的効率性という価値や、社会的正義という価値といった複数の価値や理性があることを認めて、それを複合的に調整できる手続ということに価値や理性を見出すべきである。経済的効率性とか社会的正義というのは、ある意味で形のある実体的な価値だが、複雑化した社会では実体的価値は単一のものではありえなくて多様なものでありうる。いろいろな価値がいろいろな形でありうるということを知り、それを制度的に調整していくプロセスに新しい価値を見出すことが、複雑化・多様化の中では重要なことである。手続的理性はハーバーマスの『近代の哲学的ディスクール』では討議という言葉になるが、そういう手続的理性に新たな理性を見出すべきであり、それを実践する場というのが2番目に重要な点である。どういう形でこの手続的理性を実践するか？空間的、時間的、内容的に開かれた場において柔軟に交渉し、議論を重ね、摺りあわせをして調整していくことが重要だ。そこで複数ありうるシナリオや価値、理性を摺りあわせることによって、次の方向性を見出していくことが重要であり、これがヨーロッパで最近注目されている新しい法学的なアプローチのあり方です。

それをもうすこし具体的な形で制度として述べているのが、2001年のSusan STURM（ニューヨークのコロンビア大学の法学者）が提唱している『構造的アプローチ』です。ここで重要な点は何かと言うと、組織、社会、国家のインターアクション、相互作用が重要だということ。第1に企業などの分権的な組織によって自発的に問題を発見したり認識したり解決していくという取り組みが重要である。外からこうしなさい、こういうルールを守りなさい、という押し付けではなく、実際に問題に関わっている人たちが、自発的に個々の問題に対して個々の解決方法を取れば、状況に対する適合的な処理が出来るのではないか。もしそれが上手くいかない場合には、もう1度問題を認識して、解決に向けて継続的に取り組みをしていく。外からの対外的ルールを押し付けられて、それを守るというのではなくて、自発的にかつ具体的に複雑な状況に対応できること、分派的対応が出来るようにすることが第1に重要になります。第2に、その対極にある国家が規範的なチェックを行う。きちんとコミュニケーションがなされて、問題に対する取り組みが出来ているかを国家、公的機関がチェックをする。ここにおける規範的チェックの内容は、実体的チェックではなくて、むしろプロセスに対するチェックである。実体的ルール、例えば男性が育児休暇を取っているかどうか、女性7割がちゃんと育児休暇を取ったかどうかというルールではなくて、問題がどこにあって、その問題を解決する為にきちんとコミュニケーションをして、解決に向けての取り組みをしているかどうかというプロセスをチェック、すなわち手続的な正義の観点からのチェックを行うことが重要である。第3に重要なのは、その分権的な組織と上から規範的なチェックをする国家との間の仲介者である。例えば専

門的なアドバイザーやNPO、NGOなどの組織が様々な情報を収集し、データベース化して、当事者に情報面でのサポートやチェックをしたり、仲介者として専門的な機関が間に入ってサポートすることで、その分権的な組織が閉鎖的になったり、独善的な方向に進まないようにする。先ほど述べたヨーロッパにおける法の手続化と、アメリカで言われているこの構造的アプローチというのは、実は元々スタートの原点は全然違う所にあります。ヨーロッパの法の手続化というのは哲学的な視点から出てきたアプローチである。アメリカの構造的アプローチは、数多く発生する紛争を解決する為に裁判所に行けば費用がかかる為、紛争を事前に発見してそれをチェックしようというもので、当事者にとってもそれが利益になるし、働いている人のモラルアップになるし、国としても裁判や紛争解決のためのコストがかからない、経済的効率性を重視した観点からでてきたアプローチです。しかし、拠って立つ基盤は違うにもかかわらず、本質的な部分では同じようなことがヨーロッパでもアメリカでも言われているというところが注目に値します。

最後に一言、労働と希望を結び付けて考える場合には、今言ったようにいろいろな見方がある。「労働」や「希望」という言葉についても歴史的に見た場合、比較法的に見た場合それぞれ多様な見方があり、そのうえ社会が非常に複雑になっている現在、その多様なものを多様なものとして受け入れることが重要になっている。そのなかでは労働や希望を一面的に捉えるのではなく、その多様性をきちんと認識した上で、複合的に調整を行うことができる開かれたシステムを作っていくことが非常に重要である。今後考察や政策を展開していく上でも、その多様性を受け入れて調整するシステムを作っていくことが鍵になってくるのではないかと思います。

(記録 竹内優子)